平成２２年（フ）第６６５２号
東京都文京区千駄木３―48―10―201、住民票上の住所東京都足立区千住宮元町30―５
債務者　大島　嘉則
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５３号
東京都目黒区下目黒２丁目23―23―502
債務者　神崎あゆみ（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根653―75―101
債務者　冨依　正督
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５５号
東京都日野市落川314―１
債務者　和田　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６５７号
東京都江戸川区西葛西１丁目４―２
債務者　高津いずみ（旧姓山崎・澤木）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６７８号
東京都大田区大森南２丁目９―24―206
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８１号
東京都豊島区要町３丁目９―16―201
債務者　平林　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８２号
東京都豊島区西池袋４丁目39―９―208
債務者　乙津　雪村
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８４号
東京都府中市南町４丁目40―１―20―303
債務者　浜中　文子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８８号
埼玉県新座市石神４丁目４―15
債務者　池田　由香
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６９１号
東京都中野区若宮２丁目８―14―203
債務者　吉原　文子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６９２号
東京都中野区若宮２丁目８―14―203
債務者　吉原　和貴
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６９３号
東京都西多摩郡檜原村3168―１
債務者　市川　秀人
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６９８号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1812―27―101
債務者　宮崎　輝男
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７０５号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉５丁目17―20―201
債務者　松原　友香
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部